

ＴＰＰ協定交渉に関する関係団体等への説明会
(結果概要)

- 1 日 時：平成27年5月15日(金)
14:00～15:40
- 2 場 所：品川区立総合区民会館きゅりあん 8階大ホール
- 3 説明者：澁谷内閣審議官
- 4 概 要：

(1) 澁谷審議官挨拶

これまでＴＰＰの交渉ごとに関係団体への説明会を行ってきたが、予算上の都合もあって、役所の会議室つまり無料の会議室は最大で200名程度しか入れないので、各関係団体からも1名に制限させて頂き、一般の方への説明の機会もなかなか無かった。今回は初めて東京で、関係団体の方に加えて、どなたでもどうぞと、少し予算をかけて、こういう会場を使わせて頂いた。皆様に広くお声かけしたが、席が空いているようで残念。1000人くらい入る会場であるが、600人強の方々においで頂けると伺っている。いずれにしても、これまで行ってきた説明会の中で最大。

今朝たまたまラジオのニュースを聞いていたら、ＴＰＰのニュースが流れて、ラジオのキャスターが、「ＴＰＰまだやったの？」と発言したことに、若干ショックを受けた。2年前の7月、12番目の参加国として交渉を始めた。それから2年弱であるが、ＴＰＰはいつも「今年の年末には終わる、それを超すと漂流するんだ」と言われながら2年くらい経つ。今度こそ最終局面、大詰めだと言われ始めてからも、1年くらい経つ。交渉というのはいつもそういうもの。特に12カ国も参加国があるので、どの国にも、その国にとって重要な課題、その国にとってセンシティブな課題、というものがある。それも微妙に違うものであり、なかなかすべての課題について、すべての参加国が合意するのは大変なこと。

現在、グアムで首席交渉官会合が本日から開催されるということで、我が国の交渉チームもおとといから出かけている。今日、首席交渉官会合の初日であったが、グアム島に台風ドルフィンが接近しており、暴風雨、グアム島内外出禁止令がでて、初日の分が延期となった。幸先の悪いスタートである。いずれにしても、今日、実際は明日から10日間近く首席交渉官会合が開催される。アメリカではＴＰＡの審議も、上院の本会議が始まろうとしている。本当の意味で最終局面に近づいたと、私どもは実感している。

ただ、今日ご説明するように、残された課題はまだ結構あって、かつ、いずれも難しい問題である。ＴＰＰについては、「秘密交渉だ」、「国民になかなか情報

が開示されない」、とずっと厳しいご批判を受けてきたところ。今、国会でも連日この情報開示の問題が取り上げられ、厳しいご指摘を頂いている。12カ国それぞれ、情報開示については悩みながら対応してきている。私どもとして、できる限りどの程度まで出せるのかということをして12カ国と相談しながらやっています。事実としては、対外的にオープンにする情報は、我が国が先鞭をきって他の国がそれをフォローすることが多いが、5月1日、これまでの交渉テキストの概要を少し詳しく公表した。これはどの国よりも詳しいと思うが、今日はこれを中心に説明したい。せっかく皆様いらっしやっているので、質疑応答の時間もとって、皆様のご意見も交渉に生かしたい。

(2) 澁谷審議官説明

(ア) 「TPP交渉の分野及び内容」

説明会資料の「TPP交渉の分野及び内容」に一覧表の形で列挙されているのが、俗に言うTPP交渉の21分野と言われているもの、これを総覧できるような形でまとめている。

TPP交渉には2種類ある。一つは、新聞、テレビなどでよく言われる牛肉の関税がどうなる、豚肉の関税がどうなる、コメの輸入がどうなる、といったもの、これが関税交渉。関税交渉は、二国間で原則行っている。日本とアメリカの交渉が注目されているが、日本はアメリカ以外のすべての国とも関税交渉を行っている。関税の交渉だけではなく、例えば、この箱の中にサービスという分野がある。越境サービスというところがあるが、例えば日本のコンビニチェーンがよその国でコンビニ事業を展開しようとするように、日本のサービス事業者が外国でサービスを提供しようとする、これが越境サービス。我が国にはさまざまな規制があるが、そのほとんどが内外無差別で、日本の企業はいいけど、外国の企業だけこの規制がかかる、というものは我が国にはほとんど無い。日本以外の国には、実はそういうものがたくさんある。日本のコンビニが外国で事業を展開しようすると、1店目はいいけれど、2店目以降はダメ、これではチェーンにならない。そういう規制が行われている国がある。2店目以降を出そうとすると、地元の企業と組まないといけない。その規制を改めてほしい、その国の国内の企業と同列に扱ってほしい。これがサービスの分野に関する市場開放の交渉である。モノについての関税の交渉と、サービス、投資も含まれるが、投資・サービスの分野における市場開放の交渉。これはそれぞれ二国間でやっている交渉。

二カ国間でやっている交渉の他に、12カ国全体で共通のルールを決めようという、ルールの分野の交渉がある。これがここに書いている21分野。物品市場アクセスというのは、資料の一番上に載っているが、さきほど説明した関税の交渉の他に、ルールの分野、物品市場アクセスに係るルールの分野の交渉もあり、

12カ国全体で交渉をしている。ルールについては協定の条文の形で規定されるが、その条文、これを我々テキスト、と呼んでいるが、このテキストの交渉を12カ国全体で行っている。明日からグアムで開催される首席交渉官会合、12カ国の首席交渉官、関係の交渉官が一同に会する会議であり、我が国からは90人近い交渉団が現地に行っている。これが主に行っているのが、テキストについての議論。これが21分野にまたがっている。TPPは通商協定であると言いながら、知的財産、環境、労働と、非常に新しい、通商の枠をはみ出るような、幅広い分野をカバーしている。日本国政府は、全省庁連携して対応しているところ。TPP交渉はこのように非常に幅が広いということ、国民の皆様方の関心が高く、極めて重要な交渉だということで、内閣官房に対策本部を作り、甘利大臣の直接の指揮のもと、各省から本部にスタッフを呼んで、専属のスタッフ、併任のスタッフもいるが、TPPを中心に作業する、ということで議論を行っている。

このテキストは、現時点で全体のチャプターが29のチャプターに分かれている【注：その後31章】。分野は21分野とっているが、日本が正式に交渉に参加する前、正式に参加しないとテキストは見られないわけで、各国に出張してどんな分野で交渉しているかを口頭で聞いて整理したものが21分野。実際その後チャプターがいくつか枝分かれしている。例えば、21番目の分野横断的事項というのは、規制の整合性、中小企業などなど4つのチャプターに分かれている。今日はこれから、すべてでは無いが、主なチャプターでどんなことがテキストに書かれているのか、というご紹介をしたい。12カ国で交渉内容を外部に言うてはいけない、という厳しい制約があるが、これまで12カ国で話し合いをしながら、日本だけではなくてどの国もある程度交渉内容を開示しろという要求が国内でも高まってきている、ということもあって、12カ国で相談しながら、どの時点でどの程度、交渉内容を国内で説明しようかということをや日々相談しているところ。例えば「環境ではこういうテーマについて議論している」程度の話はこれまでもしてきたが、それがテキストにどんな風書かれているのか、ということについては、これまでは各国ともオープンにしてこなかった。今日の資料は、「概要」となっているが、よく見ていただくと、今のテキストでこういう記述がある、という内容も含まれている。

この概要、5月1日に公表、新聞には「わずか7ページ」と書かれたが、ここまで公表するのは、他国にはあまりないことではないか。これについて、1時間程度説明させていただきたい。

いつもマスコミは退席していただいているが、幅広く皆様にお聞き頂きたいということで、今日はフルオープンとした。テキストに書いてあるのはルールに関する事。皆様のご関心の、関税交渉については、どの国も一切外に出してはいないが、概要の説明が終わった後、口頭で状況を説明したい。

(イ)「TPPの概要」

<物品市場アクセス>

物品市場アクセスのところに、「☆」印がついている。これは12カ国共通のルールを決めるテキストだけではなく、市場アクセスの交渉を二カ国間で別途行っている、というのがこの「☆」印の意味。物品市場アクセスに書かれているのは、日本がこれまでFTA/EPA、二国間の通商協定をいろいろな国と結んでいるが、そこに書かれている内容とそれほど大差ない。これが大きな論点にはなっていない。基本的には内国民待遇、内国民待遇というのは何度も繰り返すが、外国企業も、その国の企業と同じに扱ってくれ、という趣旨である。TPP交渉に入ったら、「日本の規制がけしからん」、「こういう規制は撤廃しろ」ということを、外国からとくにアメリカから言われるのではないか、ということが心配事項として言われてきたが、各国が公共政策の目的で規制をすること自身、WTOでも過去のどんな協定でもそれ自身を否定するものではない。基本は、内外差別的ではないということ。例えば我が国で建設業を営もうとする者は、国内に営業所・事業所をもたなくてはならないと、建設業法に規定がある。これは一種の規制であるが、これは日本の企業でもアメリカの企業でも、等しく適用される。こういうものは、通商協定では問題にならない。通商協定、通商交渉で問題となるのは、あくまで外国だけを差別するもの。今ある規制が、アメリカの企業にとって邪魔だからなくせ、ということと言われるわけではない、ということ、まず申し上げておきたい。

ここに書いているのは、輸出手続きの透明性であるとか、輸入手続きの透明性など、一般的な議論がされている。物品市場アクセスのところで、日本が困る規定というのは今のところない。ほとんど事務的には終わっていると思う。

<原産地規則>

二国間の協議で、例えば、日本とオーストラリアのEPA/経済連携協定を結ぶとする。オーストラリアは日本製の自動車を輸入する際関税をゼロにする、といった場合、日本製というのはどういう定義なのか、というのが原産地規則。100%全部日本でつくっている製品というのはあまりない。いろいろな部品を海外から調達して、それで日本で生産して輸出する、これはどの国も同じ。その時に、99%位をよその国から調達して、日本は単に最後の箱詰めをただけ、それをもって日本産だから関税ゼロ、というのはおかしいだろう、という発想。日本とディールをしたので、日本の製品だから、ということで関税優遇しようとした以上、やはり日本でかなりの付加価値をつけていただかないといけない。つまりメイド・イン・ジャパンの定義をつくるというのが原産地規則。これを12

カ国でやると、メイド・イン・TPPになる。この原則は、初期の段階でずいぶん議論となった。マレーシアで工業製品を組み立ててアメリカに輸出する時、マレーシアだけで全部部品を調達できない。どちらかという、基幹部品は、技術力があって中間財に強い日本から輸入するというパターンが多い。全部マレーシアで調達しないといけないルールになると、日本の部品メーカー、技術力がある中小企業が多いが、彼らはマレーシアに工場を建て、そこからマレーシアの加工組立工場に供給するということをしないとメイド・イン・マレーシアにならない。実際、日本の工場が海外展開をすると、日本の部品メーカーもいっしょにくっついていく、ということがこれまでもたくさんあった。最終加工組み立ての工場は、人件費の問題もあって海外に流出をしてしまう、空洞化してしまう。しかし、人件費とは関係なく、日本のまだまだ高い競争力のある中小企業が供給するハイテクの部品、中間財と言われているが、こういうものまで、親工場に引っ張られて、海外に行かないといけない、つまり原産地規則が厳しくなると中小企業まで空洞化してしまうという懸念が出てくる。二カ国間の通商協定をたくさんつくるとやはりその国にいかないといけないが、TPPのような多国間協定の良いところは、TPPの域内で調達すれば良いという「累積」のルールが設けられれば、TPPのような広域EPAのメリットで、その国に行かなくても域内で調達できれば、TPPの優遇関税が受けられる。日本の部品メーカーは、外に出ていかず日本にいながらにして、TPP域内に輸出をすれば、メイド・イン・TPPという原産地が担保される、そういう方向でテキストが作られつつある。これは日本の中小企業にとって良い話。

もう一つ、日本の中小企業で、グローバル展開をしたいという企業で実際には踏み切れないでいる企業がある。これはジェトロがいろいろなアンケート調査をしているが、その大きな理由が「めんどくさい」、つまり手続きが煩瑣であるということ。その煩瑣な手続きの代表例が原産地。原産地証明をださないと優遇関税の適用にはならない。その原産地証明というものを、どこで出すかという、たとえば相手国の政府に認証してもらう、となるとその国の手続にしたがつて、どんどんいろんな書類が要求される。これは中小企業にとって大変な苦勞。TPPでは、例えば、輸入者／輸出者が自分で証明する、ということもありではないか、とか、いろいろなことを原産地規則の中で、これまでよりオプションを広げる、という形でテキストが作られている。

< 税関及び貿易円滑化 >

なかなか地味なチャプター。TPPの経済効果として、2年前に日本が交渉に参加する際に、関税撤廃の効果という試算を行った。マクロ経済モデルでは、関税撤廃のモデルが出来上がっているので、すべての国が関税を撤廃するという

前提で試算を行ったが、現実には、そういうことにはなっていない。こういう極端な仮定で試算を行ったが、実際のところは、関税の効果より、むしろ、非関税の分野、特にこの貿易円滑化が実現した場合の経済効果は大きいと思う。

現状では税関当局の手続が各国バラバラになっている、ものすごい資料を要求されることもある。このチャプターで議論しているのは、そうした税関当局の手続にあまり時間がかからないようにしよう、という議論がなされている。急送貨物、急ぐ荷物は追加料金を払って、急送便として送るが、税関で長時間留め置かれると、急送貨物の意味が無い。TPPの場合は、急送貨物の場合は、何時間以内にリリースする、というルールを作ろう、という規定を準備している。

グローバルな大きな企業は、この手のことはさまざまなツールですでに自分たちの力でやっているが、それほど大きな企業でない中堅、中小企業にとって、貿易円滑化のチャプターで書かれている部分というのは大きな後押しになる。2番の原産地の累積ルールとこの3番の貿易円滑化をどう定量化するかは非常に難しいが、これの経済効果は非常に大きいと考えている。また、このチャプターでは、税関当局同士でお互いに情報提供しようということも議論されている。

< S P S >

S P Sは、衛生植物検疫、生命・健康を守るために必要な措置のこと。食の安全を守るために、日本の基準は厳しい。日本の基準に達しないものは輸入しないことになる。これも、アメリカから、アメリカの、日本の基準に達しないものを、輸入しろといわれるのではないかとずいぶん心配された。実際は、S P Sは、W T OにS P S協定がある。われわれがすでに約束をしているS P S協定の基本は各国が安全の基準を定めるが、それは科学的知見によるものでないといけないということを約束したもの。したがって日本が科学的根拠に基づいて、今措置している様々な基準があるが、これは今のS P S協定で容認されているもの。T P Pは原則S P S協定に準拠した内容で議論されている。T P Pが実現すると、日本が今の制度を変えないといけない、緩めなければいけないということにはなっていない。

ではS P S協定と全く一緒か、というと、W T Oの中で認められている多国間の通商交渉・二国間の通商交渉が、W T Oと全く同じでは意味が無い。W T Oより少し進んだ部分があるということで例外的に二国間ないし多国間の協定が認められている。これを我々はW T Oプラスと呼んでいるが、このS P Sのチャプターに書かれてあるW T Oプラスの部分は何かということ、説明責任の明確化、透明性の向上である。S P Sの議論をすると、アメリカからいろいろと言われるのではないかと心配する方が多いが、我々は真逆のことを思っている。日本の食品などに対して不当に差別的な厳しい基準を設けて、入れないようにするよう

な国に対して、SPSのチャプターを楯に、いかなる根拠で日本の食品を差別しようとするのか示せと言える、ということがSPSである。説明責任の明確化、透明性の向上は、我が国の立場を強くするものだといえる。

< T B T >

貿易の技術的障害、これは環境保全やさまざまな安全基準があるが、これについて規格を求めたりするものが、貿易に不必要な障害ではないかということで、このTBTチャプターでは、不必要な障害はなくしましょう、という議論。

これについても、我が国では遺伝子組み換えの食品についてはそれを表示するという制度になっているが、アメリカからやめてしまえと言われる、という懸念がよく言われる。SPSと同じであるが、TBTについても、WTOのTBT協定にほぼ準拠するものであり、したがって、TPPが発効して、日本が遺伝子組み換えの表示制度など、既存の制度を変えないといけない、ということにはならない。既存のTBT協定と何が違うのかといえば、通報義務の範囲を拡大した、コメントの受付期間を60日と明記した、というような、細かい技術的な規定をもってWTOプラスと言っている。

< 貿易救済 >

これはほぼ終わっている。この上のSPSもTBTもほぼ終わっている。税関及び貿易円滑化のチャプターもクローズで終わっている。貿易救済はセーフガード等の規定であるが、WTOの一般ルールと大差ない。セーフガードというとよく話題になるのは、牛肉や豚肉のセーフガードではないかと思う。例えば日豪EPAでは、牛肉の関税を少しずつ下げていくが、輸入量が急増すると税率をまた上げる、これがセーフガード。個々の農産品ごとのセーフガードは、個々の品目ごとに議論されているもので、貿易救済章に書かれているものは、そういうものに記載されていない一般ルールである。これ自体は大きな問題にはならない。

< 政府調達 >

政府調達は「☆」印がついている。この「☆」はさきほど言ったように、ルールだけではなく市場アクセス、二国間の協議が続いているということ。政府調達というのは、例えば、我が国で一定の基準以上の公共事業を入札にかけるとき、外国の企業も手を上げられるようにする、ということ。細かいものまで全部というと手間がかかるので、一定の額以上ということ。政府がモノを買ったりする時も同じで、一定の基準より高いモノは、広く外国の企業も入札に参加できるチャンスを与えるというのが政府調達。現時点でWTOの政府調達協定、先日改正された改正GPAにより、日本は政令指定都市まで、一定の基準を超えるものにつ

いては既に開放している。実際には、公共事業など、かつて大議論をして開放したが、なかなか入ってこない。欧米の建設会社は、建設そのもので商売するというよりは、コンストラクション・マネージメントということで企画をしたりマネージメントしたりするのが彼らの売りで、建設工事だけを発注するというのに対して外国から応募はほとんどない。とはいえ日本はGPA協定に入っている。GPAに入っているのは、12カ国の中で、日本、アメリカ、カナダ、シンガポールの4カ国、残りの8カ国はGPAに入っていないので、TPPができると、残りの8カ国も政府調達をマルチの協定で開放することになる。我が国の企業にとっても大きなビジネスチャンスになる。地方公共団体の説明会をすると毎回聞かれるのは、今のGPA協定の基準で日本が約束している公共団体の基準額は、やや高めと言われるのではないか、これを下げろと言われるのではないかということ。基本的には日本は現行の制度を維持できそうである。むしろ、新しく開ける8カ国の基準額をどうするか議論をしている。これらの国の中では、相当高い基準額をオファーしているところがある。そうした国には、もっと現実的な基準にするよう説得をしている、そういう交渉を今はしている。したがって日本にとって心配はないし、政府調達のテキストそのものも、あまり大きな問題がない。

<知的財産>

これが一番の今残っている難物。知的財産が適切に保護されなければ、という記述があるが、日本の製品があちこちで模倣されるようなことは困る、ということ。今の世の中何に付加価値がつくのかということ、1000円のセーターと1万円以上するセーターもあるが、付加価値、値段の違いは何かということ、デザインとかブランド。まさに知的財産。知的財産を保護する国、お互いにルールを共有する国と協定を結ぶ、というのがTPPの大きな売りになる。知的財産を守ると約束した国の中で経済連携を強めていこうという発想。知的財産には、ものすごくたくさんの分野がある。特許権、商標権、意匠権、著作権、地理的表示などなど。民事、刑事の権利行使手続き、国境措置、インターネットサービスプロバイダー、非常に幅が広い。やっているうちにどんどん幅が広がってきたという事実がある。

このうち、皆様の関心が高いのが著作権。著作権はいくつか論点があるが、著作権を保護する期間、これにいくつか期間があり、70年の国、50年の国などがある。日本では映画が70年、それ以外は50年、メキシコは100年、これを統一するのかわからないのか、というところから議論が始まっている。交渉が始まったときは、我が国も含めて、それぞれの国の制度をお互いに主張していた。しかし、知的財産以外の分野も含めて、いろいろ議論する中で、TPPでこれだけ

幅広い分野で、なるべくルールを共通化に近づけ、幅広い分野でお互いに共通のルールを守る国だということを確認することがTPPの売りだという認識ができつつあるなかで、著作権についてどうするか、という議論がなされている。それが果たして、どういう内容かについてはまだ合意されていないし、こういう方向でまとめよう、というのが決まっているわけではない。最終局面でありながら、決まっていないわけないだろう、とよく言われるが、これまで長い間議論されており、論点は出尽くしている。12カ国すべてお互いに相手がどういう立場なのか完璧に理解している。最後の最後までまとめる時に、いろんな論点がパッケージでまとまるということだと思う。知的財産は多くの論点が残っている状態であり、著作権についても、〇〇年という議論以外に論点は幅広くあり、この論点すべて、まあある程度は整理されているが、まだ方向性を出すという状況ではない。新聞でよく70年統一で決まりだ、というようなことが書かれるが、私どもがよく説明資料で、欧米は70年が多い、日本、カナダ、ニュージーランドは50年であるがこれが70年になればOECDの国は全部70年でそろそろ、などの参考資料を使う。そういうのを見ると70年で決まりそうだ、と思うのかもしれないが、事実としては、ここはまだ未決着である。おそらく知的財産のさまざまな論点は知的財産以外の論点も含め、各国がディールの中にカウントしているということだと思う。

著作権にからめて、民事・刑事の権利行使手続きということで、非親告罪化が新聞等で報道される。親告罪というのは、権利が侵害された者が告発して初めて捜査機関が捜査を始める、というもの。非親告罪の場合は、そういった端緒がなくても、捜査機関が捜査を始める。事実としては、日本とベトナムは親告罪、それ以外の国は非親告罪。ということを見ると、非親告罪化で決まりだと新聞は書くが、これもまだ未決着。論点は出尽くしているが、まだ決める段階になっていない。ここも最後の最後、いろんなものをパッケージで議論されることになると思う。我が国では現在親告罪であるが、我が国の著作権保護に関する法体系が海外とはだいぶ違う。広く薄く網をかける海外と違い、日本では権利者が大きな損害を被るような重大な事案について刑事罰で対処しているという実態がある。これを非親告罪とすると、ちょっとした二次創作のようなものまでどんどん取り締まりの対象となるのではないか、ということで、日本のコミケ文化などが影響を受けるということがよく報道される。関係者もここにいらっやっていると、その方面の方々の間では大きな関心事項となっている。皆様のご意見、懸念については、これまでも直接うかがっているし、懸念事項はよく認識しているつもり。そういうことも踏まえて対応している。どういう結果になるのかは、これはまだ結論はでていないが、これが何の注釈もない非親告罪化で決まりということになると、どういう影響になるかは私ども熟知して交渉しているつも

り。何とか皆様の理解を得られる方向でまとめたいと思っている。

地理的表示もやっかいな問題。日本は昨年法律が通り今年から施行される。特に農産品などで「何々産」という地名を名称につけるようなものを保護しようということ。ヨーロッパではこの地理的表示を大事にしている。シャンパーニュ地方で作られたもの以外はシャンペンと呼んではいけない、パルマで作ったものでないとパルメザンと呼んではいけない、などというのはヨーロッパでは徹底しているが、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアみたいなどころではあまり気にしない。日本はこれから地方創生、力強い農業というものをつくる意味でも、地理的表示を大事にしようという方向に来ている。アメリカでは、地理的表示は商標と同じ、つまり早い者勝ち。だとすると、誰かが「愛媛みかん」と登録すると、本物の愛媛県の人が「愛媛みかん」を使えなくなる。日本は日本で、地理的表示を大事にしていくと主張している。

他にも知的財産は論点があるが、インターネットサービスプロバイダー、今日も関係者の方いらっしゃると思うが、インターネットにいろんな情報が載る、クレームがついた場合プロバイダーの責任はどうするのだという場合、日本は独自の制度がある。日本の制度はアメリカの制度とだいぶ違う。これも関係業界の方の意見を伺っている。意見は十分伺った上で、我が国は、官民で10年近く相談しながらいろんなルールを決めている。欧米と我が国では、ルール決めの仕方が違う。これは交渉の中でも主張をしている。

知的財産の中で最も議論が難航しているのが、医薬品。医薬品というのは、データ保護期間がある。新薬を開発すると、新しい薬ができる。今ある薬というよりこれから作るいろんなもの、例えば新しいワクチンができるとする。ワクチンを作るのに、臨床試験をしたり、ものすごい手間暇がかかる。新薬のメーカーは、いきなりその新薬が発売されると同時にジェネリックが売られると、これまでの投下資本が回収できない。したがって、一定期間そのデータを保護しよう、というもの。我が国の場合、再審査期間と呼んでいる。むしろ、新薬の安全性を確認するための期間という趣旨。ジェネリックが可能になるまで最大8年となっている。アメリカでは生物製剤と呼ばれているものについてはデータ保護期間が12年となっている。また、日米以外の国は、5年以下にしろと言っていると、アメリカの専門誌や各国それぞれの新聞に書かれている。日本とアメリカ以外の国は、新薬を開発できる能力を持った会社はほとんどない。だいたいインドあたりからジェネリックを買っているようである。また、オーストラリアなどは薬をリーズナブルな値段にするために、財政負担をしている。ジェネリックが認められないと、薬の値段が高くなって、財政負担が増える、だから保護期間を延ばすのは反対だ、ということがオーストラリアの新聞で見かける論調。よく、TPPができるとお金のない方は薬が買えなくなるといわれるが、それは誤解、今売

られている風邪薬とかが高くなるわけではない、あくまでこれから新しく開発されるワクチンなどの話。それにしても、ジェネリックがあればいいと思っている国と、新薬をこれからも開発するのが必要だ、つまり、新しい薬を開発することと、ドラッグアクセスのバランスをどうとるのか、我が国はさらに安全性を重視している。知的財産はみんなそうであるが、利用と保護のバランスが知的財産では重要。各国とも、引くに引けない状態。ここはおそらく、閣僚会議をいつかはやることになるが、閣僚会議をやった場合は、これが最大の争点となると思う。

<競争政策及び国有企業>

競争政策については、ほとんど議論すべきことがない。一方、国有企業については、おそらく閣僚会議の案件になるのではないかと思う。たとえば国のお金が入っているような企業が、海外に行ってビジネスをすると、国から補助金をもらってビジネスをすることになり、アンフェアであるということ。最初は、国有企業の定義を広くとって一律に規律しようと、議論していたが、それだとみんな困る。日本も独立行政法人がたくさんあり、それに補助金を出してはいけない、というところどころに困る。アメリカにも日本の住宅支援機構みたいなものがあり、そういうものに、連邦政府がお金を出してはいけないとなるとアメリカも困る。現時点では、ビジネスではなく、国内の公共サービスをやっている企業のために補助金を出したりするのは、その国の公共政策であり問題が無い、一方で、国有企業が、海外に行って普通の民間企業と同じようにビジネスをする、それに対して国が支援するのはやめようというふうになっている。これで我が国にはほとんど問題がなくなった。例えば、マレーシアのような国は、ブミプトラ政策といって、マレー系の企業を優遇するという措置をとっており、いろんな企業を支援しており、国有企業はマレーシアにとってセンシティブな問題、とマレーシアの新聞には書かれている。現時点では、国有企業のテキストはほとんど整理がついている。むしろ各国で例外を認めてくれ、ルールは受け入れるけど今ある何何という公社は例外にしてくれ、という国別例外表の中にリストアップしている。各国膨大なリストとなっており、これをできるだけ減らすという交渉を行っている。

<越境サービス>

さきほど説明したコンビニの出店のようなもの。ルールはほぼクローズ、閉じている。「☆」がついているが、むしろ各国の市場開放を中心に議論している。

<ビジネス関係者の一時的な入国>

まず単純労働者がいっぱい入ってくるのではないかという心配はない。あく

までビジネスパーソンということ。また一時的入国であり、ビザの申請や駐在員が駐在するときとその配偶者を連れて行く時の手続きの緩和という話を中心。弁護士や医者が日本の資格を得ずにアメリカの資格で仕事ができる、というような話をここで義務づけようとしている訳ではない。

<金融サービス>

日本にとって大きな問題は無い。

<電気通信サービス>

大きな問題は無い。これはほとんど終わっている。

<電子商取引>

2年前日本が参加した時点では、ほとんど出来ていなかった。ほとんど日本が書いたチャプターだと言って良い。電子商取引を、ある国としようとしたとき、いろんなネット関係の会社があるが、サーバーをその国に置かないといけないということを義務づけている国がある。そういう義務づけはやめようではないか、というような議論をしている。

他にデジタルプロダクトについて、外国のデジタルプロダクトには規制をかけるが自分の国のものは良い、というのをやめてくれ、無差別待遇だということ。データフローの自由の確保にはいろいろ議論があったが、基本はあまり規制をかけないような方向で議論している。

<投資>

二つのセクションから成り立っている。セクションAが投資の一般的なルール。例えば、工場をつくる場合、さまざまな規制がかかる。第一種住居専用地域に工場を建ててはいけない、とか。我が国の場合、日本の企業であれば建てて良いが外国の企業はダメということにはなっていない。そうではなくて、日本の工場は良いが外国の工場は建ててはいけない、というような内外差別的な規制は原則としてやめよう、というのが基本ルール。それから、日本でも公共事業をする際に、工場などの土地を収用することがある。その際には日本国憲法第29条で、適正な補償をしろと明記されている。市場価格で適正な補償を我が国では行っているが、そういうことをしていない国、適正な補償を嫌がっている国がある。事実上取り上げて、ほとんどお金を払わない、という。これでは困る、海外に投資をして工場を建てても、将来そういう目にある可能性があるなら安心できない。このようなひどいことはしないでくれというのがルール。資料に書いてないが、ある国に行って工場を建てて操業をする、しばらくすると、技術を自分たちの

国に教えろと要求する国がある。そういう要求もしてはいけない、ということもこのルールには明記されている。これが投資のチャプター・セクションAに書いてあるルール。我が国にとっては当たり前のルールで、我が国が投資受け入れ国になっても困ることは1つもない。

そのルールに投資受け入れ国が違反し、そのために損害を被った、例えばある国に進出し工場を建てたら、突然道路事業に使うからといって立ち退きを命じられ、ほとんど補償金も出なかった、というときに、そんなひどいことをする国の裁判所に訴えてもどうせまともにとりあってくれないので、国際仲裁廷に訴える、これがISDSによる手続き。ISDSはいくら投資のルールを決めても、それが破られたら意味がないので、その国の裁判所に訴えるという道も残っているが、そんなひどいことをする国は最後まできちんとやってくれないだろう、ということでISDSというのは、先進国と途上国が結ぶ投資協定にはほとんど入っている。日本にとっても、途上国で投資をする投資家からは、是非入れてくれと言われているものであるが、我が国でTPPに対する反対意見の多くがISDSに関するもの。アメリカでもこのISDSに反対する意見がある。TPPでISDSがあると、日本企業に訴えられるのが心配だと、アメリカの連邦議員が反対しているニュースを見た。ことほどさように、日本にとっては強みの部分だと思う。ISDSを嫌がっている国はたくさんある。ISDSは、アメリカの企業が気に入らない規制があるから訴えるという制度ではない。内外差別的な規制をしたり、まともにお金を払わずに収用したりした場合に訴えられるのであり、日本はそういうことをするわけではないので、訴えられる心配はない。万が一訴えられても、いろんなセーフガードを作っている。ここはいずれ、丁寧に説明すれば多くの人にご理解いただけると思うが、全く根拠がない訴訟については、迅速に却下するような仕組みにするとか、さまざまなセーフガードを取り入れつつある。これもほぼ、収束をしている。またNAFTAの時にいろいろなことを言われたが、これは都市伝説に近いが、カナダがアメリカの企業から訴えられるのを恐れて、本来必要な環境の規制をするのをためらう、ということがあったと、我が国のメディアが報道したことがあった。カナダ政府はこれをまっこうから否定しているが、そういう都市伝説が生まれる。そのようなことが無いように、各国が、必要な規制を行う権利は留保する、とテキストに明記された。ISDSは主権侵害だ、とよく言う人がいる。ある規制をかけたときに、その投資家はその規制はけしからんと訴えるとよく紹介されるが、そもそも正しくない。その規制をやめろという訴えでは無い。その規制によって損害を被った場合、それを補償してくれというのがISDSの規定。

<環境・労働>

先進国の環境基準、先進国の労働基準を守るという約束を各国で行うもの。強制労働の撤廃であるとか、児童労働の廃止のような、日本では当たり前のことであるが、それを守るということをTPPで約束する。約束することの意味は、違反するとTPP協定違反になるので、違反すると最悪の場合は貿易制裁となる。環境も同じで、環境を守れという当たり前の約束をする訳であるが、これを破るとTPP上の制裁が加えられる。これは途上国にとっては大きな話。要は、不当に労働力を安くする形で投資を呼ぼう、環境基準がうちは緩いですよということで投資を呼び込もうと、そのようなことはやめよう、ということ。TPPのルールが守られると各国の賃金が上がる、となると労働賃金が安いと言って各国に工場を移転する動きも少しは緩むのではないか、と思う。環境、労働というのは意味のあるチャプターだと思う。

環境のところで、これは農林水産委員会の決議にも書かれていたが、漁業補助金について禁止と言われるのではないかと心配だ、という議論がかつてあったようであるが、現時点ではここに書いてあるとおり、過剰な漁獲を防ぎ、とあり、過剰漁獲につながるような漁業補助金だけが問題となるルールにテキスト上はなっている。日本の漁業は資源管理をきちんとやっているのだから、日本にとっては問題ない。

<中小企業>

テキストは閉じているが、中小企業こそ、このTPPを使って頂きたい。よくTPPはグローバルな多国籍企業だけを利するものだと言われるが、グローバルな多国籍企業は、TPPがあろうがなかろうが、すでにグローバル展開している。むしろ、さまざまな理由で、海外展開に踏み切れないでいた中小企業、特に地方の中小企業がこのTPPを活用して頂ければということ。愛知県の一宮市の中小企業、繊維を扱っている企業がベトナムに進出した。ベトナムにとってTPPの繊維の原産地規則が厳しいものになりそうである。繊維というのは糸から布を紡いで、その布を裁縫して繊維製品にする。ベトナムでは糸もできない、布もできない、みんな中国から買っているようで、裁縫だけをベトナムでする。原産地規則のルールからいうと、これではベトナム産だと認定しない、ということである。ベトナムには、糸もない布もない。それで、愛知県一宮のもともと繊維産業の多い地域で、地場の中小企業がTPPを見越してベトナムに進出したそうである。かたやベトナムでは国有企業改革がある。ベトナムの繊維製品のマネジメントをしている国有企業は、国有企業改革で、いずれは海外の企業と組まないといけない。そこと日本の商社がいち早く連携をして、一宮の企業を誘致して、日本の企業が布までを生産し、それをベトナムの企業に納入するということをやっている。TPPを見越した動きがすでにあらわれていることを紹介し

たい。

(ウ) 物品／資料無し

物品については、農産品の重要五品目を守れとの国会両院の委員会決議がある。私どもは常に国会の決議を、何度も何度も交渉相手国に伝えており、かつ、国会でも何度も何度も厳しいご意見を頂戴していることも交渉相手国には伝えている。最終的には国会で承認頂けるような内容にするということで、交渉を行っているわけであるが、よく新聞に牛肉の関税がいくらくらいで決着だとか、豚肉がいくらくらいで決着だとか、コメは何万トンで決着だとか、勝手に、よくそういう数字が載る。なかなかご理解いただけないのだが、TPP交渉は非常に複雑で、ひとつひとつ、一項目一項目ずつ片付けていき、最後のこれだけが残ってこれが終われば全部終わり、というようには、なかなかそう簡単にはいかない。ジグソーパズルの、あと何ピース残っているかということではなく、例えば牛肉の議論をして、例えばアメリカとこんなものかなあ、と思っても、他の国とやった結果、またジグソーパズルの形が変わる。何度も何度も行ったり来たりしている。牛肉がとりあえず片付いた、次豚肉に行こう、という感じにはなかなかならない。全部パッケージで議論するしかない。この間、4月に、甘利大臣とフロマン代表とで18時間くらい協議し、私もいくつか徹夜したが、それでも終わらない。やっぱりこれは全体がパッケージであるということ。自動車もアメリカとずっとやっているがこれもパッケージ。知的財産もものすごく多くの項目が残っている。農産品、自動車もまだ終わっていない。

大詰めなんだから終わっていないわけないだろう、半分以上決まっているのではないかと皆様思われるのも不思議ではないが、事実は終わっていない。知的財産、本当にそんなに残っているのなら、一回の閣僚会議で終わるわけないだろうと皆様思っているかもしれないが、実際は、論点は出尽くした、全体をパッケージでどうまとめようか、その政治判断を最後の最後ですということ。政治判断をどういう風にするかということ、アタマの体操、いろんなオプションを議論している。最後の最後、全体をパッケージで、というのがディールだと思う、全体のパッケージを決める段階には至っていないが、今回はグアムで首席交渉官会合を10日近くやるので、そこでどれだけ間合いを縮められるか、また、アメリカのTPA法案の本会議の議論がようやく始まったが、それがどんな状況にあるのかを含めて、閣僚会議を今月末にやるのかやらないのか、それも今後の交渉状況次第、アメリカの議会の状況も含めて今後の状況次第だと思う。

(3) 質疑応答

(ア) 質問者1

資料7ページ一番下に載っている、非適合措置について、日本政府は交渉の中で、ネガティブリストにどういった分野を列挙しているのか、できるだけ具体的に教えてほしい。

(澁谷審議官 質問者1への回答)

投資・サービスについての市場開放、規制緩和について、外国企業に対する個別の規制を撤廃・緩和してくれという交渉を個別の国ごとにやっている。うちはこの規制は保持しますよ、ということ留保することが留保表、NCMである。我が国は、念の為、我が国の現行制度の規制の大半を列挙し、11カ国すべてに見せてほぼ了解を得ている。

(イ) 質問者2

市民団体としては以前から要望事項として、全国各地でこういった説明会を一般に開いてほしいと申し上げていた。今回東京だけで開いたが、例えばインターネットを使ってこういった情報も全国に流すという工夫をして、こういった情報をしっかりと国民に公開するという姿勢を今後もとって頂きたい。アメリカでは議員にテキストを公表しているが、日本は、国会議員にすら見せていない。こういった不公平な状況をなくすために、日本も積極的に情報開示をテキストについても国民を含めて、行ってほしい。

(質問a) さきほどISDSの説明があったが、対象外として公共政策等、こういったものがあるのではないかと、ということであったが、例えば、環境、公共政策というふうなものを排除するといった場合に、無前提に行うのか、WTOでよく言われる貿易歪曲的なもので、これはダメだ、といったしぼりがかかるのではないかと危惧されるがこの点はどうか。

(質問b) SPSの説明があったが、SPSの協定文だけではなく、特にアメリカから言われているUSTRの2月の報告書で述べているように、日本の残留農薬基準の緩和とか、さまざまな食の安全基準の緩和ということが、実際の日米間の事前協議の中で行われている事実を見ると、中身が心配だということは、現在もぬぐいきれない。

(質問c) 国有企業については、国有企業が海外に行く場合との説明であったが、国内においても、入札の開放が今後さらに進むと、国有企業のあり方について、外資の関与といったことがこれからも拡大するのではないかと危惧されるがこの点はどうか。

(澁谷審議官 質問者2への回答)

(回答a) ISDSについて、もともと公共政策の規制が良い悪いではない、という政策が良くてどういう政策が悪いかというのではない。基本は、投資チャ

プター・セクションAに違反した場合に、訴えることができるということ。さきほど言ったように、規制内容の良し悪しではなく、特定の国に対してだけ当てはまるような差別的な規制のために、外国の企業が損害を受けた、あるいは、適正な補償をしないで収用または間接收用という概念もあるが、事実上補償なしに操業できなくなってしまうという場合である。一般的な投資協定に書かれてあるような投資のルールに違反すると投資家が思い、かつ、実際に損害を被ったという時がISDSの対象となる。

(回答b) SPSについて、日米並行協議で言われているのでは、とされていることについての質問と理解するが、並行協議は外務省の担当であるが、聞いている限り、確かに事前協議の時はいろいろな項目が載っていたが、実際は議論の多くが自動車関連の話であると聞いている。並行協議でまとめたものはTPPの中に組み入れるということであるが、そもそも組み入れる場所が無いような話は、あまり心配がないのではないかと、思う。

(回答c) 国有企業の件ということであるが、入札は政府調達の話であり、この間ある新聞が書いていた成田空港会社も日本郵政も改正GPA協定で約束をしているので、政府調達はすでに開放されている。これに変更が加えられるということではない。

(ウ) 質問者3

(質問a) 国会でも議論されているが、TPA法が通ることが合意の前提、あるいは、見込みがたつことが合意の前提と言われているが、今回出されているTPA法というのは今までと趣がちがう。議会の法で異議を差し挟むことがより簡単にできるようになっていると伝えられている。それでもなおかつTPA法が通ることが今までと同じように語られているが、それぞれの違いというのはないのか。

(質問b) 為替操作防止の法律が、別個法律になっているが、今回上院を通っている。以前の説明会で澁谷さんは、そういうことがもしセットになっているのであれば毅然と対処すると言っていたと思うが、それは今どのようなスタンスか。

(澁谷審議官 質問者3への回答)

(回答a) アメリカという国は、TPAがあれば安心で、TPAが無いと危険だということではない。TPAがあろうがなかろうが、交渉相手として常に注意していないといけない。TPAがあってもいろんなことを言うてくる。我々は、TPAがあれば安心だと思ったことは無い。いずれにしても、TPP交渉が終わったら、彼らは議会と相談する、議員の先生からいろいろ言われる、TPAがあろうがなかろうがいろいろ言われる。日本もTPAという制度はないが、国会で承

認いただかないといけない。どの国も国会で諮るということになる。国会で承認頂けるような内容にするために交渉でみんな苦しんでいる。一度交渉を終えて、12カ国で、これで行こうと合意したものに、その後議会から言われて、こう直せ、ああ直せと、そんなことをアメリカが言ってきても、再交渉には一切応じない、ということが日本の姿勢。何度も対外的に、アメリカに対しても直接言っている。総理も国会で何度も答弁をしている。TPAがどうなろうと、この姿勢を堅持することが一番重要なことだと思う。

アメリカを弁護するわけではないが、TPAが弱くなっていることではないのではないか。実際のところ、今までは上下両院で決議されれば、ファストトラックをはずせるといふものが、今回はどちらか一方でもよくなった、ゆるくなったのではないかと一部報道されている。よく読むと、2002年法では、本会議で誰か一人が提案し、それを上下両院の本会議で決議すればファストトラックをはずせる。これをどちらか一方にしてくれとアメリカの民主党が主張し、共和党はそれはダメだと言い、両方が話し合った結果、今の法案に入っているのは、どちらかの委員会、上院の財政委員会、下院の歳入委員会、委員会でまず決議をし、どちらかの本会議で決議すれば、それがその院で通るという内容。2002年法は、誰か一人の議員が本会議で提案して両院で決議、15年法案の中身は、財政委員会または歳入委員会でまず決議をすれば、どちらかの院でも良い、財政委員会と歳入委員会は基本的に自由貿易推進派の議員が多数を占める委員会なので、そこで決議されることはそもそも考えられない、という前提。民主党と共和党の両方とも、自分たちの意見が通ったと説明できるような案になっていると聞いている。

(回答 b) 為替条項については、為替条項がTPPの交渉の中で議論されたことは一度もない。皆さんが心配しているような規定がTPPに明記されたら、TPPに入る意味はないと思われる。TPA、TAAを含め4つの法案が時期をずらして、上院の本会議でこれから議論されようとしている。TPAではない、カスタムズ・ビルの法案で為替に関する記述が盛り込まれていると承知している。いずれにしてもTPA法案ではない別の法案での議論であり、ましてや、TPPにそういう条項が盛り込まれているという話では無いと理解している。

(エ) 質問者 4

(質問) 安倍首相のアメリカの上下両院で演説した時、TPPは安全保障とリンクしているものだ、非常に重要性が高いと言っていた。本日聞いた内容を見ると、何でこれを早くやらなかったのかと逆に感心した部分がある。韓国、中国、北朝鮮には、この条件ではできない。経済だけの問題ではない。安倍首相やオバマ大統領が言っているのは、韓国や中国の不法行為があまりにひどい、海洋進出し

ても、南沙諸島でいろいろあったように。早期にやっていただきたい。
中国、韓国などで活動する企業への配慮はどこまであるのか。

（澁谷審議官 質問者4への回答）ずいぶん昔、大平総理が、環太平洋経済連携構想、大平総理は田園都市構想などいろいろな構想を出され、道半ばで亡くなりました。もともと環太平洋経済連携構想は、大平総理の時代に日本が発信し、オーストラリアなどと話をし、APECを中心に、緩やかな経済連携圏をAPECワイドでつくろうという、発想。今日では、いきなりAPECワイドでは難しいので、まずはTPPを、交渉が進んでいるのでまず先に片付け、これをベースにAPECワイド、AFTAAPに広げていこうというもの。これは日本がホストした横浜でAPECの会議をしたときに、横浜宣言の中に盛り込んだ。最終的には中国も韓国も入っているAPECに広げていこう、そのためにTPPでルールを作って、それをひな形にして、それを広げていこうというのが大きな構想。

以上